

自己評価書作成の手引き

本文書は、一般社団法人日本技術者教育認定機構(以下、機構という)による認証評価を受けようとする専攻が、自己評価書を作成する際の指針を示すものである。

1. まえがき

1. 1 産業技術系専門職大学院認証評価とその目的

2002(平成14)年の学校教育法改正により、専門職大学院は、その教育課程、教員組織、教育施設および設備、その他教育研究活動の状況について、5年ごとに認証評価を受けることが義務づけられた。認証評価は、文部科学大臣の認証をうけた認証評価機関が行なうこととされており、機構は、平成22年3月、産業技術系専門職大学院の認証評価機関として認証を受けている。ここで、産業技術系専門職大学院とは、情報技術(情報通信技術を含む。以下同様)、科学技術を基盤とする高度な専門職業人、または、情報技術、科学技術の研究開発を行なう高度な専門職業人の育成を目的とする専門職大学院をいい、本認証評価は、産業技術系専門職大学院の専攻を対象に行なうものである。

上記のように、本認証評価は法令の定めるところにより行なうものであるが、その目的としては、以下のものがあげられる。

- 学校教育法第109条第3項に定められた専門職大学院に対する認証評価を行ない、専攻の教育研究水準の向上に資すること。
- 専攻における教育の質を保証すること。機構が、専攻の行なっている教育を認証評価したことを公表することによって、社会は、その専攻の修了生が当該専攻の定めた学習・教育目標の達成者であることを知ることができる。
- 専攻における優れた教育の展開を促進し、産業技術系専門職大学院の発展、拡充に寄与すること。
- 教育活動に対する組織の責任と教員個人の役割を明確にするとともに、教員の教育に対する貢献の評価を推進すること。

1. 2 認証評価プロセスと自己評価書の位置づけ

本認証評価のプロセスは、専攻からの認証評価申請に始まる。申請を受理された専攻は、機構に自己評価書を提出し、機構は同書を書面調査するとともに、専攻に赴き実地調査を行なう。審査の結果、すなわち、認証評価の結果および適格認定の可否は、専攻に通知されるとともに、公表され、文部科学大臣に報告される。認証評価プロセスの詳細については、「認証評価の手順と方法」を参照されたい。

自己評価書は、専攻が自己点検・自己評価を行ない、機構が定めた産業技術系専門職大学院基準を満たしていることを、書面調査と実地調査を行なう機構の評価チームに説明するための重要な書類であり、根拠となる資料等(以下、根拠資料という)の整理・分析に基づき、分かりやすく記述することが求められる。また、自己評価書を作成する副次的な目的として、専攻が自己点検・自己評価を行なう過程で、自身の問題点が明らかになり、次の改善につなげられることがあげられる。認証評価基準の意図と解釈、審査のポイント等は、「評価基準の解説」および「認証評価の手順と方法」に記載されており、自己評価書の作成にあたっては、これらも参照されたい。

機構による認証評価を受けた専攻の自己評価書(本文編)は、認証評価後に機構のホームページで公開される。自己評価書(引用・裏付資料編)の専攻関係数値データについては、今後、各専門職大学院

等での参考に供するために、機構はこれらのデータを収集・分析し、その統計値を適切な時期に公表するが、個別の専門職大学院名や専攻名等は公表しない。

2. 自己評価書の構成

自己評価書は、本文編と引用・裏付資料編とに分けて構成する。用紙はA4判を使用し、製本はせず、加除が可能な体裁でファイル綴じにし、両者を合わせた厚さは原則として40mm以内とする。それぞれの構成上の留意点は次のとおりである。

(1) 本文編

- 目次をつける。
- 全体を専攻情報、専攻概要、自己評価に大別する。自己評価は、認証評価基準の項目に応じて区分する。
- 通しページをつける。
- 自己評価の記述を裏付ける資料がある場合、それを引用・裏付資料編として提出するものと、実地調査時に閲覧できるようにしておく実地調査閲覧資料とに区分し、認証評価基準の項目に応じた記述の末尾に「引用・裏付資料名」「実地調査閲覧資料名」に分けて資料番号、資料名を明記する。引用・裏付資料の場合は、参照ページも記載する。

(2) 引用・裏付資料編

- 目次をつける。
- 全体を専攻情報、専攻概要、自己評価に大別する。自己評価は、認証評価基準の項目に応じて区分する。
- 前項の大別、区分ごとに分けて、ページをつける。

3. 自己評価書の作成

自己評価の説明にあたっては、適宜図表を用い、理解のしやすさに配慮する。ただし、自己評価書の本文編、引用・裏付資料編に指示されている表(表1「自己評価総括表」等)については、その表を用いる。

専攻が、他の外部評価に関わる自己点検・自己評価および認証評価等を実施している場合、引用・裏付資料として、それらの評価のための資料を適宜修正の上、使用することができる。

4. 専攻情報

認証評価の前提となる次の情報を記述する。

(1) 高等教育機関名およびその英語表記

- 専攻が所属する教育機関名を記す。
- 和文と英文を併記する。
- 専攻の上位の組織、例えばそれが研究科であれば研究科名までを記す。

(2) 専攻名およびその英語表記

- 専攻名を記す。
- 和文と英文を併記する。

(3) 学位名およびその英語表記

- 専攻の修了生が授与される修士号〔学位記および修了証明書に記載される修士号(括弧書きを含む)〕を記す。
- 和文と英文を併記する。

(4) 連絡先

- 評価チーム主査との連絡を担当する「責任者」の氏名、所属・職名、郵便番号、住所、電話番号、ファックス番号、および、メールアドレスを記す。

(5) 専攻関係数値データ(引用・裏付資料編のみ)

- これは、今後、各専門職大学院で参考にしてもらうためのデータであり、機構はこれらのデータを収集・分析し、その統計値を数年ごとの適切な時期に公表する。前述のとおり、個別の専門職大学院名や専攻名等は公表しない。可能であれば、過去5年間のデータを記入する。

(6) 専攻関係基礎データ(引用・裏付資料編のみ)

- 教員組織と学生数、教育施設等、専攻に関する基本的データをまとめた資料で、主として法令で定められた数量的基準等を満たしていることを示す根拠資料として用いられる。

5. 専攻概要

評価チームが自己評価書を読む際の予備知識を与え、内容の理解を助けるために、専攻の属する研究科や専門職大学院等の設置・改組の経緯、修了生の進路と育成する人材像、学習・教育目標の特徴、関連する他の教育課程・専攻等との関係、カリキュラム上の特徴等について概要を説明する。

専門職大学院の認証評価においては、特に育成する人材像および専攻の学習・教育目標が重視されるため、それらについての明確で簡潔な説明が必要である。

専攻概要の説明は、例えば次のように項目を分けて、極力簡潔に記載する。なお、以下の項目はあくまで例示であって、各専攻の概要を記述するために適した構成を採用することができる。

- (1) 専攻の沿革(これまでの研究科・専攻の設置・改組の経緯等)
- (2) 専門職大学院および研究科の目標と専攻の目標および育成する人材像との関係
- (3) 学習・教育目標の特徴
- (4) 修了生の進路・活躍分野
- (5) 関連する他の教育課程(関連研究科・関連専攻等)との関係
- (6) カリキュラム上の特色
- (7) その他の特色

6. 自己評価

専攻の認証評価の可否は、自己評価書の内容を調べ、実地調査でその根拠となるものを検証して、認証評価基準を満たしているかどうかを審査することにより判定される。特に、下記の4点を重視して行なわれるので、これらの点に留意して自己評価書を作成されたい。

- (1) 専攻が保証する修了生の知識・能力等としての適切な学習・教育目標が設定されているか。
- (2) 専攻は、自己評価書や学則、シラバス、パンフレット等に記載されているとおりに運営・実施されているか。
- (3) 専攻の修了生が、専攻の設定した学習・教育目標を達成していることを論理的に説明しているか。

(4) 専攻に係わる教育の点検・評価システムが機能しているか。

自己評価書を作成するにあたっては、この「自己評価書作成の手引き」に従って、まず、認証評価基準の項目（以下、評価項目という）ごとに自己点検・自己評価を行なう。次いで、その結果を総括し、以下にある自己評価の基準に従って、基準 1 から基準 8 までの各基準のレベルを判定し、5 段階評価の点数（レベルの数字 1～5）に換算して、自己評価書の表 1「自己評価総括表」に記入する。

レベル	自己評価の基準
1	全く満たされていない項目がある。
2	すべての項目がある程度満たされているが、全般的に適合度が弱い。
3	すべての項目がほぼ満たされているが、適合度の弱い項目がある。
4	現在はすべての項目が満たされているが、5 年以内に満たされなくなる懸念のある項目がある。
5	すべての項目が十分満たされている。

自己評価書は、上述の判定の根拠を評価項目ごとに必要な資料等を用いて、記述することによって作成される。この説明の記述にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) それぞれの評価項目に対する説明は、評価チームが他の評価項目に対する説明を参照しなくても理解できるように工夫して自己完結形にすることが望ましい。評価チームは「書面確認書」の様式に従って自己評価書を事前に評価した上で実地調査を行なうので、この点を理解しておくことが望ましい。
- (2) 各評価項目に対する記述は、自己評価書(本文編)の書式に従い、基準を満たしていることの説明、引用・裏付資料名、実地調査閲覧資料名の順に記載する。なお、実地調査閲覧資料は、印刷物や紙の資料と同等以上の効率で検索でき円滑な審査に支障を来たさなければ、電子媒体で準備したものでも差し支えない。
- (3) 自己評価書の記述を裏付ける資料のうち、時間をかけて精査する必要がある資料は「引用・裏付資料」として自己評価書に添付し、現地で確認すれば十分である資料や、あるいは自己評価書に添付することに支障がある資料については「実地調査閲覧資料」として実地調査時に提示する。また、引用・裏付資料で分量の多いものは、代表例を自己評価書に添付し、全体は実地調査閲覧資料としてよい。
- (4) 引用・裏付資料、実地調査閲覧資料には、準備することが必須な資料がある。これらについては、様式「自己評価書(本文編)」の該当箇所に具体的な名称が示されている。実地調査閲覧資料として必須との指定があるものであって、説明の都合上引用・裏付資料として添付して用いたいものは、そのようにしてよい。なお該当箇所で、「以下は例示」という記述に続いて示されている資料は参考のための例示であり、必須資料ではない。
- (5) 各評価項目に対する引用・裏付資料は、一括して様式「自己評価書(引用・裏付資料編)」に収録する。その際、引用・裏付資料編の書式に従い、点検項目の順序に合わせて収録し、例にならい基準の項目ごとに資料番号を付す。
- (6) 説明は、点検項目(i)、(ii)、(iii)、…の順序に従って記述する。必要に応じて、項目を追加して記述してもよい。
- (7) 大部な資料を根拠とする場合、引用・裏付資料としては必要な部分のみを抜粋して収録するようにし、参照すべき箇所が原資料のどこであることを明示する。
- (8) 同一の引用・裏付資料を本文編で複数回参照する場合は、引用・裏付資料編に 1 回のみ収録し、他の評価項目の説明で参照する箇所では、引用・裏付資料編の資料番号および該当ページを明記する。
- (9) 他の認証評価に関わると判断される評価項目の評価資料については、本認証評価による審査を簡

略化できるので、極力活用に努め、これに該当すると判断した場合には、自己評価書にその旨を記載し、実地調査時に関係資料を提示する。

自己評価書は、「産業技術系専門職大学院基準」と「評価基準の解説」を理解した上で、以下に示す点検項目に従って作成することが求められる。

6. 1 基準1 使命・目的および学習・教育目標の設定と公開

- (1) 専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。

- 専攻(あるいはその所属する研究科)の使命・目的を、学則等の関連資料を引用・参照して、具体的に示し、専門職大学院が担う法令上の目的に適ったものであり、広く公開していることを説明する。

- (2) 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。

- 点検項目(i) 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー、以下「DP」とする)
DPは、各大学院、研究科、専攻の教育理念に基づき、どのような力を身につけた者に修了を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるものである。この方針を、関連資料を引用・参照して、具体的に示す。
DPは、学習・教育目標とほぼ同様のものといえるが、法令では、必ずしも専攻独自のDPの策定を求めている場合や、より広く研究科、大学院を単位として策定されている場合や、学位授与に関わる種々の条件を含んだDPが策定される場合もある。そうした場合には、DPとは別に適切な学習・教育目標を設定することが求められる。DPと学習・教育目標との関係については、「評価基準の解説」基準1の説明も参照のこと。
- 点検項目(ii) DPの社会への開示
DPをどのように社会に公開しているか、関連資料を引用・参照して、具体的に説明する。

- (3) 専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。
- (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力
 - (ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力
 - (iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養
 - (iv) 継続的に学習できる能力
 - (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル
 - (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度
- また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識・能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。

- 点検項目(i) 学習・教育目標
専攻の設定している学習・教育目標の各項目を(A)、(B)、…のように箇条書きで示す。
- 点検項目(ii) 学習・教育目標が要件(i)～(vi)を含むことの説明

学習・教育目標の各項目(A)、(B)、…の中に、要件(i)～(vi)の各内容で要求されている知識・能力が含まれていることを説明する。例えば、学習・教育目標と(i)～(vi)の各内容との関係をどのように関係づけているかを具体的に説明し、学生に専攻の学習・教育目標を達成させることで、(i)～(vi)のそれぞれに係わる内容をどのような水準で保証しているかを説明する。

- 点検項目(iii) 要件(i)～(vi)以外の知識・能力
専攻の特色として、学習・教育目標に要件(i)～(vi)以外の知識、能力を設定している場合は、それを説明する。
- 点検項目(iv) 学習・教育目標の水準
設定した学習・教育目標の水準が、専門職大学院レベルの教育として適切なものであることを、当該技術分野における標準的な指標等を参照して説明する。
- 点検項目(v) 学生・教員への周知方法とその時期
学習・教育目標を学内に周知している方法および周知の時期を説明する。専攻のパンフレット、入学案内、学生便覧、授業要覧、シラバス、ガイダンス等の指導記録文書、ホームページ等具体的に公開している媒体を列挙し、その配布先等を明示するとともに、必要な部分のコピーを自己評価書(引用・裏付資料編)に添付する。学生への周知を図るためにとっている措置、専攻に関係する教員に周知するためにとっている措置を説明する。

(4) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。

- 研究科等の名称が研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであることを説明する。

6. 2 基準2 学生受け入れ方法

(1) 学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。

- 点検項目(i) 入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー、以下「AP」とする)
専攻の入学(編入学・転入学を含む、以下同様)者選抜にあたって、どのような知識・能力をもった学生を求めるのか、その基本方針を、関連資料を引用・参照して、具体的に示す。その際、学習・教育目標の達成との関係を説明する必要がある。また、入学時に必要とされる知識・能力に不足のある学生を受け入れている場合は、その不足分を補うための措置(例えば、入学後の補講等)が講じられ、学習・教育目標達成のための配慮がなされているかについても説明する。
- 点検項目(ii) 学士課程における学習・教育内容と水準(入学生に学士課程における学習・教育内容の履修を求める場合)
学士課程における学習・教育内容の履修を前提とした専攻では、前提とする学士課程における学習・教育内容と水準(例えば、JABEE 認定を受けている学士課程プログラムで提供されている科目の履修等)を説明する。
- 点検項目(iii) 具体的選抜方法とAPの反映
入学者選抜の具体的方法について説明する。それがAPを適切に反映していることを説明する。
- 点検項目(iv) APおよび選抜方法の学内外への開示
APおよび入学者選抜方法を、学内外に対してどのように開示しているか、学生募集要項等の関連資料を引用・参照して、説明する。

6. 3 基準3 教育方法

- (1) 教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。

- 点検項目(i) 教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー、以下「CP」とする）

CP は、DP の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針である。専攻(あるいはその所属する研究科、大学院)の教育課程の編成および実施に関する方針を、関連資料を引用・参照して、具体的に示す。CP については、「評価基準の解説」も参照のこと。

- 点検項目(ii) CP の社会への開示

CP をどのように社会に公開しているか、関連資料を引用・参照して、具体的に説明する。

- 点検項目(iii) CP と DP の一貫性の確保

もとより「三つの方針（DP、CP、AP）」については、互いの一貫性、整合性が求められるところであるが、とりわけ、CP の策定にあたっては、DP との一貫性の確保が強く求められる。そうした観点から、CP の策定にあたって留意した DP との一貫性、整合性について説明する。

- (2) 学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。

- 点検項目(i) 学習・教育目標を達成させるためのカリキュラム設計

学習・教育目標を達成させるためのカリキュラムの設計方針(授業の内容、標準的な学習時間等)を説明する。表2「授業科目の学習・教育目標に対する関与の程度」を作成し、各授業科目と学習・教育目標との対応関係を明示する。学士課程における学習・教育内容の修得を前提としている場合は、前提となる学士課程の科目と学習・教育目標との関係を、表2の別表「学士課程の授業科目と学習・教育目標の関与の程度」を作成して明示する。

表3「学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ」を作成し、学習・教育目標の達成に関係する授業科目がどのように配置されているかを説明し、学習の順序等の指定を行なっている場合には、その内容について具体的に説明する。表3においては、内容的に連続する科目間を線で結ぶ等、学生が授業科目を履修する順序等の関係が読み取れるように配慮する。なお、表3を作成する際に、表2で◎印(学習・教育目標に主体的に関与)や○印(学習・教育目標に付随的に関与)を付けた授業科目のプロセスの後に()書きで◎印や○印を付けておく。引用・裏付資料としては、授業要覧等必要な部分のコピーを添付する。

- 点検項目(ii) カリキュラムの教員および学生への開示方法

カリキュラムを開示している具体的な状況を、開示に用いている資料等を引用・参照して、説明する。

- (3) カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。

- 基準3(3)では、高度な専門職業人の育成に欠かせない実践教育の充実のために、専攻が行なっている教育手法や授業形態を、関連資料を引用・参照して具体的に示し、それが適切であることを説明する。
- 各科目と学習・教育目標との対応関係は、基準3(2)と関連づけて説明する。

- (4) カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。

また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。

なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。

- 点検項目(i) 各科目のシラバス(カリキュラム中での位置づけ、教育内容・方法、履修要件、達成目標、成績評価方法・評価基準を明示)の作成

カリキュラムに沿って各授業科目のシラバスを作成・開示していることを、開示している資料を引用・参照して示す。シラバスには、それぞれの科目について、カリキュラム中での位置づけ、教育の内容・方法、履修要件(先修条件)、教科書・参考書、達成目標、成績の評価方法・評価基準が示されている必要がある。引用・裏付資料として、例えば、シラバスのコピーを添付する。なお、量が多い場合には、学習・目標達成に関する主要科目のみを添付し、残りの科目については、実地調査時に閲覧できるようにしてもよい。

- 点検項目(ii) シラバスの開示方法

シラバスの開示方法について説明する。引用・裏付資料として、例えば、教務関係の配布資料(実際に学生等へ開示されているもの)、ホームページ上での開示例等を添付する。

- 点検項目(iii) シラバスにそった教育の実施

シラバスにそった教育を実施するための取り組みについて説明する。引用・裏付資料として、例えば、授業実施記録を実地調査時に閲覧できるようにする。

- 点検項目(iv) シラバスにそった評価の実施

主要授業科目、特に表2および表3で◎印を付した授業科目について、「科目の達成目標」および「評価方法と基準」をシラバスから転記し、その一覧(表4「学習・教育目標を達成するために必要な主要授業科目の評価方法と評価基準」)を作成し、各科目の達成度が適切に評価されていることを説明する。

科目ごとの目標に対する達成度評価がシラバスに示した評価方法と評価基準に従って行なわれていることについては、主要な科目については自己評価書に実施状況を記載し、その他の科目をふくむ関係資料を実地調査閲覧資料として用意する。

PBL等実習系科目に関わる目標に対する達成度評価は、その重要度が高いこと、その実施形態が多様なことに留意し、客観性、透明性の確保に格段の注意が必要である。それをふまえて、自己評価書では報告書等最終成果の評価結果だけではなく、実習等の学習プロセスにおいて、関連した目標に対する達成度が、いつ、誰によって、どのように評価されているかが確認できるようにしておくことが必要である。

達成度評価の根拠(シラバス、成績原簿、試験問題・答案、レポート、作品、実習成果報告書等)、特に、合否のボーダーライン上にある資料が審査の対象になるので、これらの資料にはラベルを付ける等して、評価チームが審査しやすいように工夫・整理しておくことが必要である。なお、答案、レポート等は主要授業科目について少なくとも合格最低クラスの答案、レポート等の代表的なものを、実地調査時に用意しておくことが原則である(コピーでもよい)。合格最低クラスのものとは、例えば、「A、B、C、…」あるいは「優、良、可、…」等の評価で、「C」あるいは「可」以上を合格としている場合の「C」あるいは「可」の答案、レポート等という意味である。また、「代表的なもの」とは、専攻が当該科目の達成度を適切に評価していることを証明するために必要と判断して抽出した成績資料を意図している。併せて、合否の水準をいかにして決定しているかの情報も添付しておくことが望ましい。なお、合格最低クラスの答案、レポート等に加えて参考のために、良い評価結果の答案等もある程度用意しておくことが推奨される。また、多数回あるいは多種類の試験等

の結果で合否を判定している場合には、それらの試験等の結果をどのように考慮して評価するかを明確にし、評価の重みの大きいものについて、少なくとも合格最低クラスの代表的なものを2年分準備しておくことが原則である。

科目ごとの評価について、科目担当者と成績評価担当者を別にしている、評価について教員相互に申し合わせていることがある、等の工夫を行なっていれば、これについても具体的に説明することが望まれる。引用・裏付資料としては、例えば、専攻内関連委員会活動記録、実習科目等の複数教員による採点結果例、シラバス、成績原簿および関連記録(氏名は不要)等の必要な部分のコピーを添付、または、実地調査時に閲覧できるようにしておく。

- 点検項目(v) 個別の学習・教育目標に対する達成度評価

シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価を行なっている場合には、引用・裏付資料を提示した上で、具体的な方法および実績を説明する。

(5) 学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。

- 点検項目(i) 学生自身の達成後点検

学生自身に、学習・教育目標に対する自分自身の達成度を継続的に点検させ、自らの学習に反映させるために採用し、実施している方法について、資料等を引用・参照して、具体的に説明する。例えば、学期や学年ごとの成績評価結果をどの時期にどのような手段によって知らせているか、不合格の科目や成績の思わしくない科目があった場合の学生指導にどのような工夫をしているか、等について具体的に説明する。引用・裏付資料として、例えば、達成度評価結果の学生への周知に関連する資料、学生の学習に関するポートフォリオ(学習科目、試験結果、レポート、論文等学習内容や学習成果、評価結果等を蓄積した個人の情報ファイル。学習・教育目標ごとに学習成果を蓄積する等種々の方法、内容がある)、試験答案やレポート等の返却率等に関する情報等の必要な部分のコピーを添付する。

- 点検項目(ii) 学生支援の仕組み

学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応するために採用し、実施している学生支援システムや教育方法等を、資料等を引用・参照して、具体的に説明する。

- 点検項目(iii) 学生支援の仕組みの開示方法

学生支援システムの仕組みを、学生および教員にどのように開示しているかを具体的に説明する。

- 点検項目(iv) 学生支援の仕組みの活動実績

学生支援のシステムが実際に機能していることを、活動実績をあげて説明する。引用・裏付資料として、例えば、シラバスのホームページ上での開示例、授業評価アンケート結果の開示とそれに対する教員の対応を示す例、実験科目のTA配置実績、ガイダンス等各種活動記録、オフィスアワーの実績記録等の必要な部分のコピーを添付する。

(6) 授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。

- 授業のクラスサイズ(同時に授業を受ける学生数)を、関連資料を引用・参照して、具体的に示し、教育効果を十分にあげられる適切なものであることを説明する。

(7) 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。

- 学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されていることを、関連資料を

引用・参照して、具体的に示し、それにより学生がバランスよく履修できていることを説明する。

(8) 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行なっていること。

- 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるとともに、各授業科目の授業は、原則として10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっていることを、関連資料を引用・参照して、具体的に説明する。
- 夜間授業および集中授業については、その授業について、関連資料を引用・参照して、具体的に示し、教育上特別の必要があると認められる場合に行なっていることを、具体的に説明する。

(9) 多様なメディアを利用して遠隔授業を行なう場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。

- 多様なメディアを利用して遠隔授業を行なっている場合は、その授業について、関連資料を引用・参照して、具体的に示し、教育効果が十分に期待できる適切なものであることを説明する。

(10) 通信教育によって授業を行なう場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野あるいは授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。

- 通信教育によって授業を行なっている場合は、その授業について、関連資料を引用・参照して、具体的に示し、教育効果が十分に期待できる適切なものであることを説明する。

(11) 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行なう場合、実習先が十分に確保されていること。
また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものになっていること。

- 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行なっている場合は、その授業について、関連資料を引用・参照して、具体的に示し、実習先が十分に確保されていること、また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものになっていることを説明する。

6. 4 基準4 教育組織

(1) 教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。

- 教育組織の編成に関する基本の方針が定められ、それに基づいた組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていることを、具体的に説明する。

(2) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。

- 点検項目(i) 教員の数と能力

専攻関係基礎データを用いて、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員が存在していることを説明する。専攻関係基礎データについては、必要な項目がもれなく含まれていれば書式については自由であり、他の目的で作成した資料を利用してもさしつかえない。原則として、表2に示されている全授業科目の主担当教員を対象とする。また、教員の負担が適切かどうかを判断するために、専攻関係基礎データを用いて、教員全員の活動状況を説明し、見解を示す。

● 点検項目(ii) 教育支援体制

教育支援体制の存在を、関係する資料等を引用・参照して示し、その役割を具体的に説明する。教育支援体制の引用・裏付資料としては、例えば、学科事務室や学科技術室等の支援体制の規程や活動記録等から必要な部分のコピーを添付する。

(3) 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。

- 専任教員数が法令上の基準を遵守していることを、専攻関係基礎データを用いて説明する。

(4) 専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。

- 専任教員が一専攻に限り専任教員として取り扱われていることを、専攻関係基礎データ等を用いて説明する。

(5) 法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。

- 教授の数が法令上必要とされる専任教員数の半数以上であることを、専攻関係基礎データを用いて説明する。

(6) 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。

- (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者
- (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者

- 専任教員がいずれかの項目に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていることを、専攻関係基礎データを用いて説明する。

(7) 専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。

- 専任教員のうち実務家教員数が法令上の基準を遵守しており、その配置がカリキュラムや担当科目の特質を踏まえていることを、専攻関係基礎データを用いて説明する。

(8) 主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。

- 原則として、主要な授業科目は、専任の教授または准教授が担当していることを、専攻関係基礎データを用いて説明する。

(9) 専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。

- 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮され、専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化が図られていることを、専攻関係基礎データ等を用いて説明する。

(10) 専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。

- 専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていることを、専攻関係基礎データ等を用いて説明する。
- 専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、専任教員のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する教員の割合が適切であることを、専攻関係基礎データ等を用いて説明する。

(11) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。

- 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していることを、専攻関係基礎データ等を用いて説明する。

(12) 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。

- 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに、専任の教授または准教授1名以上と必要な数の教員が置かれていることを、専攻関係基礎データ等を用いて説明する。

(13) 教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。

- 点検項目(i) 教員の教育に関する貢献の評価方法
教員の教育に関する貢献に対して実施されている評価方法を具体的に示す。
- 点検項目(ii) 教育貢献評価方法の開示状況
教育貢献に対する評価方法が、どのようにして教員に開示されているかを、関連する規則や資料等を引用・参照して説明する。
- 点検項目(iii) 教育貢献等の評価の実績
教育貢献等の評価の実績を説明する。評価結果が教員の昇格等にも反映される場合には、その程度についても説明する。また、基準7で要求されている教育改善に関連して、教育貢献に関する評価結果が有効に活用されていることについても説明する。引用・裏付資料としては、例えば、学内関連委員会の議事録等の必要な部分のコピーを添付する。

(14) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。

- 点検項目(i) 教員間連絡ネットワーク

教員間連絡ネットワーク組織が存在していることを、関連する規則や資料等を引用・参照して説明する。同組織を効果的に機能させる工夫等についても具体的に説明する。

- 点検項目(ii) 教員間連絡ネットワークの活動実績

教員間ネットワーク組織の活動状況を、関連する資料等を引用・参照して、具体的に示す。同組織の活動によって、科目間の連携が密になり、教育効果が上がっている事例等についても具体的に説明する。引用・裏付資料としては、例えば、関連委員会議事録、教室会議議事録、組織的教育活動計画および報告書等の必要な部分のコピーを添付する。

(15) 教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。

- 点検項目(i) ファカルティ・ディベロップメント(以下、「FD」とする)

教員の質的向上を図る仕組み(FD)として、どのような仕組みが存在するかを説明する。

- 点検項目(ii) FDの開示方法

FD活動を教員にどのような方法で開示しているか、開示している規則や関連資料等を引用・参照して示す。

- 点検項目(iii) FDの実績

FDの活動状況を具体的に説明する。引用・裏付資料としては、例えば、教育改善事例集(FD報告書)、FD研修会開催記録と出席者数のデータ、学内関連委員会の議事録等があげられる。量が多い場合は、一部の例示でよい。

(16) 職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。

- 点検項目(i) スタッフ・ディベロップメント(以下、「SD」とする)

職員の質的向上を図る仕組み(SD)として、どのような仕組みが存在するかを説明する。なお、この職員(※)には、事務職員のほか、専攻の執行部、技術職員等も含まれることに注意のこと。

- ※ 27 文科高第 1186 号(通知)によれば、「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれること。」とされている。

- 点検項目(ii) SDの開示方法

SD活動を職員にどのような方法で開示しているか、開示している規則や関連資料等を引用・参照して示す。

- 点検項目(iii) SDの実績

SDの活動状況を具体的に説明する。量が多い場合は、一部の例示でよい。

6. 5 基準5 教育環境および研究環境

(1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること。

(i) 学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。

- 施設や設備の整備状況を、専攻関係基礎データならびに関連資料を引用・参照して、学生一人当たりの面積、安全性等にも配慮し、学習・教育目標を達成するのに適切な施設や設備であることを具体的に説明する。関連資料としては、例えば、各種施設利用案内・パンフレット(学生配布用)等を添付する。また、実地調査時に、例えば、学校建物構造用途別面積明細、機械器具備品登録一覧等の概略の必要な部分を閲覧できるようにする。

(1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること。

(ii) 夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。

- 夜間大学院または昼夜開講制を実施している場合は、上記の施設の利用について、教育研究に支障のないものとし、学生に対する教育上の配慮および事務処理体制が適切であることを、専攻関係基礎データならびに関連資料を用いて説明する。

(1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること。

(iii) 専任教員に対して研究室を備えていること。

- 専任教員に対して研究室を備えていることを、専攻関係基礎データを用いて説明する。

(1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること。

(iv) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。

- 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していることを、専攻関係基礎データ等を用いて説明する。

(1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること。

(v) 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。

- 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに必要な施設および設備を設けていることを、専攻関係基礎データ等を用いて説明する。

(1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること。

(vi) 大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。

- 大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していることを、専攻関係基礎データ等を用いて説明する。

(1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること。

(vii) 学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。

- 財源確保への取り組みを、関連する資料等を引用・参照して、具体的に示し、説明する。引用・裏付資料としては、例えば、教育研究経費配分資料等の必要な部分のコピーを添付する。

(1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること。

(viii) 学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。
また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。

● 点検項目(i) 学生支援体制

学生支援システムの存在を、専攻関係基礎データならびに関連資料を引用・参照して、具体的に説明する。自習するための図書やコンピュータシステム、シラバスが電子化されている場合にはそのアクセス手段の整備等、学生が能動的に学習するための施設、設備や、学費や住居に関する支援体制等について説明する。

● 点検項目(ii) 学生支援体制の教員および学生に対する開示

学生支援システムの存在が、学生、教員に対してどのような方法で開示されているか、開示されている資料をもとに説明する。

● 点検項目(iii) 学生支援体制の活動実施状況

学生支援システムの活動実施状況について説明する。引用・裏付資料として、例えば、学生によるアンケート結果、データのホームページ上での開示、指導教員(アドバイザー)制度に関する活動記録等の必要な部分のコピーを添付する。

(2) 研究環境において、継続的な研究成果の創出のための環境が整備されていること。

- 研究環境に関する整備状況を説明する。この評価項目は、文部科学省令の一部改正(※)に示された「継続的な研究成果の創出のための環境整備」に係わるものであることに注意のこと。
- ※ 5 文科高第 2305 号(通知)によれば、「…認証評価機関が定める評価基準に共通して定めなければならない事項として、①継続的な研究成果の創出のための環境整備に関すること…を追加する。」とされている。

6. 6 基準6 学習・教育目標の達成

(1) 学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。

● 点検項目(i) 修了認定基準と方法の設定

修了認定の基準と方法を、関係する規則や資料等を引用・参照して説明する。また、この基準と方法を用いて修了認定を行なうことで、修了生が学習・教育目標を達成できることを、関係する規則や資料等を引用・参照して論理的に説明する。

● 点検項目(ii) 修了認定基準と方法の学生への明示

修了認定基準と方法を学生に明示していることを説明する。引用・裏付資料としては、例えば、学生に配布される履修要覧や、学生への教務ガイダンスでの配布資料等の必要な部分のコピーを添付する。

● 点検項目(iii) 修了認定基準と方法の運用実績

修了認定基準と方法を適切に運用している実績について説明する。引用・裏付資料としては、例えば、修了判定資料、修了認定実施会議議事録等の必要な部分のコピーを添付する。達成度判定最終試験等の総合的な試験、あるいは、その他の特別な方法による評価を行なっている場合には、その試験問題とその答案等の保存・提示に関して、基準3(3)と同様に取り扱う必要がある。なお、裏付資料には、すべての学習・教育目標に対する達成度評価の結果が含まれていることが望ましい。

(2) 修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。

- 修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していることを、関連資料を引用・参照して、具体的に説明する。

(3) 在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。

- 在学期間の短縮を行なっている場合、それを法令上の規定に従って設定しており、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していることを、関連資料を引用・参照して、具体的に説明する。

(4) 当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。

- 点検項目(i) 評価方法と評価基準の作成
学生が他の教育機関で取得した単位や編入生等が受け入れ前に取得していた単位に関して、どのような方法と基準で評価し単位互換を行なうかについて定めてあることを、関係する規則や資料等を引用・参照して、説明する。特に、その評価方法による単位互換が専攻の学習・教育目標達成度の評価と整合していることについての説明が必要である。
- 点検項目(ii) 評価方法と評価基準の運用
他の教育機関での取得単位や編入生が編入前に取得した単位の単位互換を、定められた評価方法および評価基準に従って行なっていることを説明する。引用・裏付資料としては、例えば、評価方法を記載した文書、評価実施例等の必要な部分のコピーを添付する。

(5) 授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。

- 専攻が授与する学位の名称が、分野の特性や教育内容に合致する適切なであることを、関連資料を引用・参照して、具体的に説明する。

6. 7 基準7 教育改善

(1) 当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。

- 点検項目(i) 教育点検システム
教育点検システムの存在とその仕組みを、例えば、当該システムを構成する会議や委員会等の流れ図等で示し、それぞれの会議や委員会等の役割を具体的に説明する。
- 点検項目(ii) 教育点検システムに関する活動の実施
教育点検システムの活動実績を、関連する資料等を引用・参照して、具体的に説明する。引用・裏付資料としては、例えば、当該システムを構成する会議や委員会の名簿と規約等、教員による授業改善策の開示例、専攻内当該委員会活動データ、活動記録、組織的教育活動計画および報告書等の必要な部分のコピーを添付する。

(2) 点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。

- 点検項目(i) 社会の要求や学生の要望に配慮する仕組み
教育点検システムを構成する会議や委員会の構成メンバーとその役割等を、関連する規則や資料等を引用・参照して示し、社会の要求や学生の要望にも配慮して点検できる構成になっていることを具体的に説明する。
- 点検項目(ii) 点検システム自体の点検
教育点検システムが、教育点検システム自体をも点検できる構成となっていることを説明する。引用・裏付資料としては、例えば、会議や委員会名簿、会議や委員会開催データと議事録、アンケート結果等の必要な部分のコピーを添付する。

(3) 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。

- 自己点検・自己評価を行ない、その結果を公開している状況を説明する。引用・裏付資料としては、専攻のパンフレット、入学案内、ホームページ等具体的に公開している資料を添付(その一部＝代表的な部分でよい)し、その配布先等を明示する。

(4) 定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。

- 点検項目(i) 改善システム
教育点検の結果に基づいて、基準 1～6 に則して教育システムを改善するためのシステムが存在することを説明する。また、システムを構成する会議や委員会等のメンバーとその役割等も含めて、有効に機能する構成となっていることを説明する。
- 点検項目(ii) 改善活動の実施状況
改善システムの活動状況について、実際にどのような改善が行なわれたかも含めた実績について説明する。引用・裏付資料としては、例えば、学内当該委員会活動データおよび議事録、教務委員会開催記録および議事録、専攻内当該委員会活動データおよび議事録等の必要な部分のコピーを添付する。

6. 8 基準 8 特色ある教育研究活動

(1) 特色ある教育研究の進展に努めていること。

- 当該専攻における教育研究に関して特色ある取り組みを行なっている場合、その特色を関連資料を引用・参照して、具体的に説明する。